_					'	1
/III	200	類	1			
供	資	設備の名称	2			
用		賃 借 年 月 日	3	昭	昭	昭
廃	産		J	平	平	平
		リース 契約期間の月数	4	,	月	月
止	区	事業の用に供した年月日	5	昭平・・・	昭・・・・	昭 • •
設		事業の用に供しなくなった年月日	6	平 • •	平 • •	平 • •
備	分	, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,	0	J.	· ·	月
Ø		事業の用に供した月数 (6)-(5)	7	,	Л	
	税額	リース費用の総額	8	F	円	円
明	額相控当	基準 リース料 $\left((8) \times \frac{60}{100} \right)$ 又は $\left((8) \times \frac{60}{100} \times \frac{35,50又は75}{100} \right)$	9			
細	除額 限		-			
	度	税 額 控 除 限 度 額 相 当 額 $(9) \times \frac{5.7 \chi \text{tl. 4}}{100}$	10			
	供控	世 供 用 年 度 の リ ー ス 特 別 控 除 額 供度控 (別表六(十二)「5」の供用年度分)	11			
	用除		12			
供	年実 度施	正け相 のリ控し受が			(16) Ø(1)	(16) Ø(1)+(2)
用	の額	備リ額 う 1 味 の け め	13		(10) (2)(1)	(10) (7)(1)+(2)
廃	リの 計	供ス計 既特取用設場 (12) + (13)	14			
止	ス算	用特算供用廃止設備のリース特別控除額相当額	15			
設備	税額	'`` (1) - (14) (マイナスの場合は0) 供 用 年 度 の リ ー ス 税 額 控 除 実 施 額		1	2	
		((10)と(15)のうち少ない金額)	16			
0)	供	供用年度後における繰越税額控除限度超過額の控除実施額の合計額 供額 (別表六(十二)「6」の合計額+(別表六)	17			
IJ	用年	用の				
	度	止除	18			
ス	後	設実 [8] の供用年度分+「9」の供用年度の内書分) 備施 (2) のまま 供用欠廃業の保証税が増加して廃棄する場合が必要が必要がある。	10			
税	のリ	の額 100000円年度前の裸越枕額控除限度超週額の控除美胞額	19			
額控	Ì	繰相 越当 用 1 除備に別戻を備合 (37) の 計	20			
除	ス税	類の 年スののリ控し受が ③又は(③+④)	21		(26)の③	(26) (7) (3) + (4)
実	額	控計 度特対 う 除のけあ	22			
施	控除	除算 の 別 象 ち ス の 適 た る (17) のうち連結納税の承認を取り消された事業年度前5年以内に開始				
額	実	度した各連結事業年度における繰越税額控除限度超過額の控除実施額	23			
0	施	世 供用廃止設備の繰越税額控除限度超過額控除実施相当額 (17) - (18) - (19) - (22) - (23) (マイナスの場合は0)	24			
計	額の計算	(10) — (16)	25			
算		供用年度後のリース税額控除実施額		(2)	(4)	
		(24)と25のうち少ない金額)	26	9	4)	
	供	用廃止設備のリース税額控除実施額 (16)+26)	27			
IJź	空額	(10) と (27) の う ち 少 な い 金 額	28			
	余の 反計	リース特別控除取戻税額 (28)×(4)-(7)	20			
特月	え 算	リース特別控除収戻税額 (28)× <u>(4)</u>	29			(00) 00=1
別和		リース特別控除取戻税額の合計額	30			(29)の計
(10) (2) の金額が	7) 超えっ	供用廃止設備を事業の用に供しなくなった事業年度又は連結事業年度発展の過載税額が除り、日度契温額の調整額	0.1			
金額が きんこう	と頃かる場合	連結事業年度後の繰越税額控除限度超過額の調整額 (10) - (27)	31			
供用廃止設備の供用年度に事業の用に供した他の供用廃止設備で既にリース特別控除の取戻しの適用を受けた供用廃止設備の明細						
設		備 の 名 称 32				計
	\\\	の用に供した年月日22昭・・		昭	昭	
事	業	の 用 に 供 し た 年 月 日 33 平・・		平 昭	昭 昭	
事	業	の 用 に 供 し な く な っ た 年 月 日 34 ㎡ ・ ・		平	平 .	
IJ		ー ス 費 用 の 総 額 35	円	円	円	円
供	用	年度のリース税額控除実施額 36				
			+			
リリ	用 :	年度後のリース税額控除実施額 37 - ス税額控除実施額 20				
ソ	_	- ス 税 額 控 除 実 施 額 38 38 38 38 38 38 38				

別表六(十一)の記載の仕方

1 この明細書は、青色申告法人が措置法第42条の7第 6項《事業基盤強化設備を事業の用に供しなくなった 場合のリース特別控除取戻税額》若しくは平成13年改 正前の措置法(以下「平成13年旧措置法」といいます。) 第42条の7第6項等《事業基盤強化設備等を事業の用 に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額》の 規定の適用を受ける場合又は連結法人が措置法第68条 の11第6項《事業基盤強化設備を事業の用に供しなく なった場合のリース特別控除取戻税額》の規定の適用 を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は、供用廃止設備の供用年度の異なるごとに用紙を改めて記載します。

また、連結法人については、適用を受ける各連結法 人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名 を「法人名」のかっこの中に記載してください。

- 2 「種類1」及び「設備の名称2」には、事業基盤強化設備又は高度化機械の耐用年数省令別表第一及び別表第二に定める種類及び設備の名称を記載します。
- 3 「リース契約期間の月数4」及び「事業の用に供した月数7」は、暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げて記載します。
- 4 「供用廃止設備のリース税額控除実施額の計算11~ 27」の各欄は、次により記載します。
 - (1)「供用年度のリース税額控除実施額の計算11~16」の各欄は、供用廃止設備の供用年度において措置法第42条の7第3項若しくは平成13年旧措置法第42条の7第3項等又は措置法第68条の11第3項《リース税額控除》の規定により、その供用年度の法人税額から控除された金額のうち、供用廃止設備に係るリース特別控除額相当額を計算します。
 - イ 「供用年度のリース特別控除額11」には、別表 六(十二)の「リースに係るもの5」の供用年度 分の金額を記載します。
 - ロ 「(11)のうち既にリース特別控除の取戻しの適用を受けた設備がある場合12~14」の各欄は、当期の供用廃止設備の供用年度において事業の用に供した他の供用廃止設備につき、当期前に既にリース特別控除の取戻しの適用を受けた供用廃止設備及び当期の供用廃止設備が2つ以上ある場合に、それぞれ記載します。
 - (2) 「供用年度後のリース税額控除実施額の計算17~26」の各欄は、供用廃止設備の供用年度終了の日の翌日以後1年以内に終了した事業年度又は連結事業年度において措置法第42条の7第4項若しくは平成13年旧措置法第42条の7第4項等又は措置法第68条の11第4項(繰越控除)の規定により、当該事業年度の法人税額又は当該連結事業年度の調整前連結税額から控除された金額のうち、供用廃止設備に係る繰越税額控除限度超過額控除実施相当額を計算します。
 - イ 「供用年度後における繰越税額控除限度超過額の控除実施額の合計額17」には、別表六(十二)の「前期繰越分に係るもの6」の金額のうち、供用廃止設備の供用年度終了の日の翌日以後1年以内に終了した事業年度又は連結事業年度に係る金額と当期における別表六(十)の「前期繰越分」の「同上のうち当期控除額26」の金額(当期が連

- 結事業年度の場合は、別表六の二(五)の「当期分の特別控除額21」の金額)とを合計した金額を記載します。
- 口 「供用年度の繰越税額控除限度超過額18」では、 当該供用廃止設備が事業基盤強化設備である場合 にあっては供用廃止設備の供用年度に係る別表六 (十二)の「取得に係るもの8」の金額を、当該 供用廃止設備が高度化機械である場合にあっては 供用廃止設備の供用年度に係る別表六(十二)の 「取得に係るもの8」の金額と別表六(十二)の 「リースに係るもの9」の内書の金額のうち供用 廃止設備の供用年度に係る内書の金額との合計額 を記載します。
- ハ 「(17)のうち供用年度前の繰越税額控除限度超過額の控除実施額19」には、措置法令第27条の7第16項第2号イ(2)若しくは平成13年改正前の措置法令第27条の7第16項第2号ロ等又は措置法令第39条の41第21項第2号イ(2)に規定する供用廃止設備の供用年度開始の日前1年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度におけるその法人の繰越税額控除限度超過額のうち、供用廃止設備の供用年度後において控除した金額を記載します。
- 二 「供用年度のリース特別控除の対象設備のうち 既にリース特別控除の取戻しの適用を受けた設備 がある場合20~22」の各欄は、当期の供用廃止設 備の供用年度において事業の用に供した他の供用 廃止設備につき当期前に既にリース特別控除の取 戻しの適用を受けた供用廃止設備の供用年度後の リース税額控除実施額及び当期の供用廃止設備が 2以上ある場合に、それぞれ記載します。
- 5 「リース特別控除取戻税額の合計額30」の金額は、別表ー(一)の「5」、別表ー(二)の「10」又は別表ー(三)の「5」(連結事業年度については、別表ーの二(一)の「5」、別表ーの二(二)の「10」、別表ーの二(三)の「5」)にそれぞれ移記してください。
- 6 「供用廃止設備を事業の用に供しなくなった事業年度又は連結事業年度の繰越税額控除限度超過額の調整額31」は、措置法令第27条の7第18項若しくは平成13年改正前の措置法令第27条の7第18項等又は措置法令第39条の41第25項《繰越税額控除限度超過額から控除する金額》の規定の適用を受ける場合に記載します。この場合、当該調整額は当期の別表六(十)の「当期控除額等29」若しくは「当期控除額等32」又は「当期控除額等35」の外書(連結事業年度については、別表六の二(五)の「当期控除額等41」又は「当期控除額等44」の外書)にそれぞれ移記してください。
- 7 「供用廃止設備の供用年度に事業の用に供した他の 供用廃止設備で既にリース特別控除の取戻しの適用を 受けた供用廃止設備の明細」の各欄は、当期の供用廃 止設備の供用年度と同一年度において供用した他の供 用廃止設備で当期前において既にリース特別控除の取 戻しの適用を受けた設備の明細を記載します。この場 合、「供用年度のリース税額控除実施額36」の「計」 は「12」欄に、「供用年度後のリース税額控除実施額 37」の「計」は「20」欄にそれぞれ移記します。